

「要支援者への予防給付の市町村事業移行に関する意見書」

1 1月27日、厚生労働省は、社会保障審議会の介護保険部会において、介護保険で「要支援」と認定された高齢者を保険給付の対象から外し、「新しい地域支援事業」に移行する方針を示しました。この事業は「市町村が地域の実情に応じて」行うこととなり、サービス内容は市町村の裁量に任せられます。しかし、その費用に一定の上限が設けられる可能性があり、市町村の介護保険財政や高齢者が受けるサービスの内容、小規模事業者の経営等に悪影響を及ぼしかねません。また、自己負担額を含め、サービスの質や量についても、自治体の財政状況による影響が大きく、市町村間の格差が拡大することも考えられます。

このような事態を踏まえ、安心を保障する介護保険・社会保障制度のために、地方自治法第99条の規定にもとづき、意見書を提出します。

一、要支援者を介護保険の給付対象から外し、市町村の支援事業に委ねることをやめること

一、一定以上の所得のある人の利用料を2割に引き上げることをやめること

平成25年12月19日

徳島県那賀町議会議長 株田 茂

内閣総理大臣 安倍晋三 様

厚生労働大臣 田村憲久 様

衆議院議長 伊吹文明 様

参議院議長 山崎正昭 様